

ID: 359

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市湯免ふれあい広場設置条例 第5条第1項及び第3項		
例 規 番 号	平成17年条例第180号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第5条 広場は、だれもが自由に利用できるものとする。ただし、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 集会、展示会、募金その他これに類する行為をすること。 (2) 興行を行うこと。 (3) 競技会、行商その他これに類する催しのために広場の全部又は一部を独占して利用すること。 (4) テニスコートを利用するとき。 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所及び内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、テニスコートを利用しようとする者は、テニスコート使用台帳(別記様式)に記入し、許可を受けるものとする。 3 第1項の許可を受けた者(ただし書の者を除く。)は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の広場の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。 5 市長は、第1項又は第3項の許可に広場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日